主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告趣意のうち、本件保釈取消、保釈保証金没取の決定をするについて申立 人に陳述の機会を与えなかつたのは違憲(一三条、二九条)であると主張する点は、 当裁判所の判例(昭和四二年(し)第七号同四三年六月一二日大法廷決定・刑集二 二巻六号四六二頁)の趣旨に照らせば理由がなく、その余は単なる法令違反の主張 であつて、刑訴法四三三条の抗告理由にあたらない。

よつて、同法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文の とおり決定する。

## 昭和五五年九月三日

## 最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判	官	栗	本	_	夫
裁判	官	木	下	忠	良
裁判	官	塚	本	重	頼
裁判	官	鹽	野	宜	慶
裁判	官	宮	崎	梧	_